



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

## 青信号だから大丈夫…ではない？

ちょうど一年前の今頃、自動車で帰宅途中に信号のある交差点で直進車同士で衝突する事故に遭いました。体は打撲程度で済みましたが乗っていた自動車は廃車、衝突箇所が少しずれていると重症または死亡していたかもしれません。

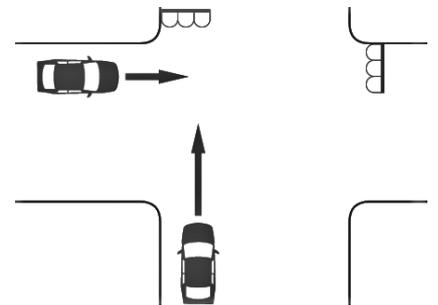
経緯を説明すると、いつも通りの帰り道、赤信号で停止した後、青信号に変わりゆっくり発進して交差点に入った瞬間にドン!!で目の前には相手の車の助手席部分がありました。事故直後は当然パニック状態です。「えっ!!」という声だけ出て後は何をしてもわかりません。何とか車から出る事が出来てしばらくすると警察官が来ました。早速「信号はどんな状態でしたか？」と聞かれ、「青でした」と答えたものの…青信号で発進したはずなのに改めて聞かれると不思議と自信がなくなるなああ…

青信号だからそのまま通過したのか？赤信号で停止した後青信号に変わったので発進したのか？それともボーっと考え事していて赤信号なのに通過してしまったのか？事故の衝撃もあり直前の状況すら自分のなかであやふやになってきました。

「ドライブレコーダーはついてますか？」と聞かれ「はい…」と答えたものの、これまた不安。つけているけどちゃんと録画できているか？録画できているとして自分が赤信号で発進しているのが再生されたらどうしよう～と助手席で録画を確認している警察官の隣で冷や汗と動揺が止まりません。しばらくすると警察官が「大丈夫、青で発進していますね」と。早々に現場から引き上げることが出来ました。

相手側も「青信号で交差点に入った」と主張していたようですがドライブレコーダーをつけておらず、胸を打った痛みがあるにもかかわらず延々と事情聴取が続いたようです。

この事故で得た大事なことは



【青信号だから大丈夫！ではない】

青信号でも信号だけに頼らず必ず左右をしっかり確認すること。

【ドライブレコーダーを設置し動作確認もする】

業務用の車だけでなく、通勤用や自家用の車にも必須です。

自分が青信号で発進していても記録がないと立証することができません。

日本フルハップでは事故防止としてドライブレコーダーの設置や今年10月から義務化されるアルコール検知器も助成金の対象にもなっています。未設置の車はすぐに設置をご検討下さい。

廃車になった車、実は車検を受けたばかりで車検費用は未払の状態に事故に遭いました。整備屋さんへ廃車になってしまったからまけて欲しいとお願いしましたが、1円もまけてもらえませんでした（涙）



情報

P2

## まだ1年3か月ありますが...

来年10月から導入される「インボイス制度」については、いくらかでもご準備を進めていただいておりますでしょうか？

導入までまだ1年と3か月ありますが、そろそろ関心を持っていただいても早過ぎではないと思います。制度の概要や具体的な対応方法等について少しご理解を進めていただければと思います。

この度、ある会社様の依頼により、その協力業者様向けにインボイス制度の説明会を請け負うことになりました。その説明会に向けて資料を準備しております。

そこで、まずは制度の概要についてどの資料を使って説明すればいいか書籍やパンフレットを実物とネット上ものを探しておりましたところ、弊事務所では取り扱いしていませんが、MoneyForward社の「今から知っておくべきインボイス制度概要と対策ガイド」というのが大変わかりやすく、よくまとまっているなと思いました。

そして、制度の概要を説明したうえで、具体的な手続きや細かい処理等についてどうなるのか知りたい場合には、インターネット上で国税庁やその他の役所からいわゆる「Q&A」がたくさん出ていまして、それを参考に必要な部分を読み解いていくことが、いろんな不安を解消してくれるものと思います。

今回のインボイス制度の導入により変更となるのは、消費税の経理処理に関する事柄が多いので、社長様や幹部の方々よりも、もしかしたら経理部門の方々の方が、いったいこういう場合どう処理をすればいいのかな？とか、このやり方で問題ないのかな？といった具体的な処理について不安が芽生えてくるものと思います。

そういった不安を抱かれる方は、まずはぜひそれらの資料に目を通して見て下さい。その不安が少しでも解消されるものと思います。そしてまた、弊事務所でも今秋にはお客様を対象にした「インボイス制度説明会」を開催しようと計画しております。また詳細が決まりましたらご案内させていただきます。ご期待ください。



情報

## 免税事業者との取引について、独占禁止法等において問題となる行為の例

令和5年10月からのインボイス制度の実施を契機とした免税事業者との取引条件の見直しをめぐり、「免税事業者に取引価格の交渉を依頼すること自体が独占禁止法上問題となるのか」といった疑問を抱く向きがあるとされています。

この点について、財務省や公正取引委員会等がQ&Aにて考え方を示していますので、ご参考にして下さい。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_



## 1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

## 2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

## 3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

## 4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

## 5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

## 6 登録事業者となるような恣意等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※出典：公正取引委員会「インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）」より

※今後アクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX

# 「健康経営<sup>®</sup>」はじめませんか？

## 健康経営とは——

従業員の心身の健康を企業競争力の源泉と捉え、  
企業として戦略的・積極的に従業員の健康づくりを実践することです。  
健康経営の実践により、従業員の活力向上や生産性向上など、  
組織活性化をもたらし、その先には業績向上や企業価値向上まで期待できます。  
また、国民の生活の質の向上や国民医療費の適正化など、  
社会課題の解決に貢献するものと考えられています。

# UP

## 業績・企業価値 向上!!



健康経営の実践が必要である一方で、何をしたらよいかわからない、  
ノウハウ・人材・予算面の不足など課題がある企業が約8割

### 課題の具体的内容

|            |       |         |       |     |     |
|------------|-------|---------|-------|-----|-----|
| 何をしたら良いか不明 | 36.1% | 社内人員の不足 | 15.7% | その他 | 27% |
| ノウハウの不足    | 33.7% | 予算の不足   | 13.9% |     |     |

【出典】経済産業省「平成 27年度健康寿命延伸産業創出推進事業実施支援調査報告書」

※「健康経営<sup>®</sup>」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

## 大同生命が健康経営の実践ツールを お届けします！